寒河江市議会基本条例達成状況検証結果

議会改革・活性化検討委員会

【評価の段階】

A:達成…概ねその目的を達成したものB:一部達成…一部その目的を達成したものC:未達成…目的を達成できなかったもの

一:対象外 … 検証の対象外

【評価後の取組】

1:現行 … 条文に従い、これまでどおり取り組む。 2:検討 … 達成に向けて今後の取組を検討する。

3:改正 … 条文の改正を検討する。

一:対象外 … 検証の対象外

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
前文	_	地方分権改革により、地方公共団体の自己決定	前文は、この条例の制		
		と責任の範囲が一層拡大するなか、地方公共団体	定の背景、理念、決意等		
		の議会の議員は、首長とともに、住民の直接選挙	を規定したものであり、		
		により選出された市民の代表であるという二元	検証の対象外とする。		
		代表制の一翼を担う存在として、その果たすべき			
		役割及び責務がますます増大してきており、議会			
		のあるべき姿としての責務と権限を再確認し、明			
		確にすることが求められている。			
		このため、寒河江市議会(以下「議会」という。)			
		は、寒河江市民(以下「市民」という。) との協			
		調の下、市民を代表する合議制の機関として、積			
		極的に議会改革に取り組み、議会の使命を達成す			
		るために、議会及び寒河江市議会議員(以下「議			
		員」という。) の活動原則等を定めるとともに、			
		公平性、公正性及び透明性の確保、積極的な情報			
		公開、政策提言や政策立案に関する事項などをこ			
		の条例に定めることにより、市民に開かれた議			
		会、市民参加を推進する議会及び市民に身近な信			
		頼される議会を目指し、寒河江市のまちづくりを			
		推進する。			
		よって、ここに議会が果たすべき役割と責務の			
		重さを深く自覚し、市民の負託に全力でこたえて			
		いくことを誓い、この条例を制定する。			

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第1章 第1条	見出し本文	総則 (目的) この条例は、市政の情報公開と市民参加を原則 とした、地域主体の分権時代にふさわしい議会運 営の基本事項を定めることにより、市民が安心し て生活できる豊かなまちづくりの実現に寄与す ることを目的とする。	この条は、この条例の 制定目的を簡潔に示す 目的規定であり、検証の 対象外とする。		
第2条	見出し 本文 第1号	(定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 市長等執行機関 寒河江市長(以下「市長」という。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員	この条は、条例の中で 用いる用語の意義を定 める定義規定であり、検 証の対象外とする。	_	
	第2号	及び農業委員会をいう。 政策等 市行政の各分野における基本的な方向を定める計画、政策、施策及び事業をいう。 基本構想 寒河江市の総合的かつ計画的な行政の運営を図るための施策の構想を定めるものをいう。			
false or when	第4号	委員会 常任委員会、議会運営委員会及び特別 委員会をいう。			
第2章 第3条	見出し 本文 第1号	議会及び議員の活動原則 (議会の活動原則) 議会は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。 市民を代表する議決機関であることを常に自	この条は、議会の活動 原則を定める規定であり、 各号の原則に変更がない ため、検証の対象外とする。	_	
	第2号	覚し、公平性、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市政運営状況を監視及び評価すること。 市民に開かれた議会を目指して積極的な情報			
	第3号	公開に取り組むとともに、市民に対し、議会の議 決又は運営について説明する責任を果たすこと。 市民の意見を把握して市の政策形成に適切に 反映できるよう、市民参加の機会の拡充を図ると			
		ともに、政策提言や政策立案の強化に努め、市民 とともにまちづくり活動に取り組むこと。			

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
	第4号	市民の関心を高める議会運営に努めること。			
	第5号	市民に分かりやすい議会運営を行うために、常 に議会改革に努め、議会関係条例及び規則等の継 続的な見直しを行うこと。			
第4条	見出し 本文	(議員の活動原則) 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。	本文については、議員 の活動原則を各号に規 定するとする条文であ るため、検証の対象外と する。	_	
	第1号	議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討論を尊重すること。	努力目標として、自由 討議を増やしていくべき でないか。	В	2
	第2号	市政全般について市民の意見、要望等を的確に 把握するとともに、自己の資質を高める不断の研 さんに努め、市民の代表としてふさわしい活動を 行うこと。	今後も努力を重ねて いくべきだが、おおむね 活動していると思われる。	A	1
	第3号	議会の構成員として、一部団体及び地域の代表 に止まらず、市民全体の福祉の向上を目指して活 動すること。	今後も努力を重ねて いくべきだが、おおむね 活動していると思われる。	A	1
第5条	見出し 第1項	(会派) 議員は、議会活動を行うため、会派を結成する ことができる。	第1項は、会派結成の 根拠条文であるため、検 証の対象外とする。		
	第2項	会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。	第2項は、会派の構成 及び活動を規定する条文 であり、検証の対象外と する。		_
	第3項	会派は、政策提言や政策立案を積極的に行うものとする。	第3項は、会派の具体的な活動を規定する 条文であり、検証の対象外とする。		

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第3章 第6条	見出し	市民と議会の関係 (市民参加及び市民との連携)	本会議のインターネット中継、政務活動費の	A	1
	第1項	議会は、市民に対し、議会の活動に関する情報	ホームページ公開、議会		
		を積極的に公表し透明性を高めるとともに、説明	報告会開催など積極的		
		責任を十分に果たさなければならない。	に情報の公表に努めて		
			いる。今後も市民への説		
			明責任を果たせるよう		
			取り組んでいく。		
	第2項	議会は、本会議のほか、すべて会議は原則公開	議会の会議は原則公開	A	1
		とし、市民が参加できる議会報告会、懇談会等を	としており、本会議のイ	А	
		開催するものとする。	ンターネット中継、議会		
			報告会等も実施している。		
			今後もより市民に開かれ		
			た議会を目指し市民参加		
			の場の創出に努めていく。		
	第3項	議会は、本会議及び委員会における公聴会制度	公聴会制度及び参考人	A	2
		及び参考人制度を活用し、市民の専門的又は政策	制度を活用する案件がな	7.	
		的識見等を議会の討議に反映させるよう努める	くその機会がなかったが、		
		ものとする。	専門的又は政策的識見等		
			が必要な案件が生じた場		
			合、この制度を活用し、		
			議会の討議に反映できる		
			よう努めていく。		
	第4項	議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と	議会に提出された請願	Α	2
		位置づけるとともに、その審議においては、提案	書及び陳情書により、こ	11	
		者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものと	れまでは十分な審議が出		
		する。	来ていたが、より良い政		
			策提案を受けるため意見		
			聴取が必要な場合は、積		
			極的にその機会を設けて		
			いく。		
	第5項	議会は、市民との意見交換の場を多様に設け、	議会報告会、各種団体	Α	1
		議会及び議員の政策立案能力を高めるとともに、	の意見交換会等を実施し		
		政策提案の拡大を図るものとする。	ている。今後も多様な意		
			見交換の場を設け、政策		
			提案の拡大を図る。		

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第4章		議会と市長等との関係	議会と市長等執行機関	٨	4
第7条	見出し	(緊張感の保持)	の長とは、良い緊張感の	Α	1
	第1項	議員は、議会審議において、市長等執行機関の	中でこれまでも議論を重		
		長との緊張感の保持に努めなければならない。	ねてきている。今後もこ		
			の緊張感を保ちつつ、慎		
			重審議に取り組んでいく。		
	第2項	議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点	一般質問については、	A	1
		を明確にするため、一問一答の方式で行う。	一問一答方式により論点	Λ	
			及び争点を整理し実施し		
			ている。今後も市民に分		
			かりやすい一般質問とな		
			るよう取り組んでいく。		
	第3項	議長は、市長等執行機関の長に対し、議員の質	市長等執行機関の長よ	A	1
		疑又は質問の論点を整理するため反問を許可す	り反問権の行使はなかっ	А	
		ることができる。	たが、引き続きこの反問		
			権を認め、より良い質疑		
			となるよう努めていく。		
第8条	見出し	(市長による政策等の形成過程の説明)	市長による政策等の形	A	1
	第1項	議会は、市長が提案する重要な政策等について	成過程の説明については、	Λ	
	本文	は、政策水準の向上を図るため、市長等執行機関	各号に定める項目につい		
		の長に対して、次の各号に掲げる事項の説明に努	て市当局より説明を受け		
		めるよう求めるものとする。	ている。今後もさらに分		
	第1号	政策等を必要とする背景	かりやすい説明を求めな		
	第2号	提案に至るまでの経緯	がら、政策水準の向上を		
	第3号	市民参加の実施の有無及びその内容	図っていく。		
	第4号	振興計画との整合性			
	第5号	財源措置			
	第6号	将来にわたる効果及び費用			
	第2項	議会は、前項の政策等を審議するに当たって	政策等の審議に当たっ	٨	1
		は、立案及び執行における論点及び争点を明らか	ては、立案及び執行にお	A	T
		にするとともに、執行後における政策評価に資す	ける論点及び争点を整理		
		る審議を行うものとする。	し審議を行ってきている。		
			今後さらに政策評価の審		
			議の充実に取り組んでいく。		

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第9条	見出し 本文	(予算及び決算における政策説明資料の作成) 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出す るに当たっては、前条第1項の規定に準じて、市	予算及び決算における 政策説明資料は、市当局 より議会に提出されてい	A	1
		長に対し、分かりやすい政策説明資料の作成に努めるよう求めるものとする。	る。今後も分かりやすい 資料の作成を市当局に求 め、政策水準の向上を目 指す。		
第10条	見出し本文	(地方自治法第96条第2項の議決事件) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2 項の規定に基づく議会の議決事件は、次の各号に 掲げるとおりとし、計画的かつ市民の視点に立っ た透明性の高い市政の運営に資するものとする。	第10条第1号及び第2 号に規定する基本構想に ついては、第6次寒河江 市振興計画から、これま での3層構造(基本構想・ 基本計画・実施計画)か		3
	第1号	基本構想に基づく基本計画	ら2層構造(基本計画・ 行動計画)とする構成に 改められ、基本構想が基		
	第3号	市民憲章の制定又は改廃に関する事項	本計画に包含されたこと から、基本構想単独での 表記はなくなっている。 よって、基本構想を規定		
	第4号	各種の都市宣言の制定又は改廃に関する事項	する同条第1号及び第2 号については、改正が必 要となる。		
	第5号	友好都市又は姉妹都市の提携、協定又は廃止に 関する事項	なお、この条の検証に ついては、この条は、議 会の議決事件を定める条		
	第6号	市の木、市の花その他市の象徴となるものの制定又は改廃に関する事項	文であるため、検証の対象外とする。		

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第5章 第11条	見出し 第1項	自由討議の保障 (討論による合意形成) 議会は、議員による討論の場であることを認識 し、議員相互間の討議を中心とした運営を行うも のとする。	討論を保障する議会運営が行われており、概ね達成されているので、今後も進めていく。	A	1
	第2項	議会は、本会議及び委員会において、議案の審議及び審査にあたり結論を出す場合、議員相互間において、少数意見も尊重し、十分な討論を尽くして合意形成に努めなければならない。	少数意見も尊重し、今 後とも議会運営に努める。	A	1
	第3項	議員は、前2項による議員相互間の討議を深め、政策、条例、意見書等の議案を積極的に提出 するよう努めるものとする。	議員発議がもっと活発 に行われるよう今後も進 めていく。	A	1
第6章 第12条	見出し 第1項	委員会活動 (委員会の適切な運営) 議会は、行政課題等に迅速かつ的確に対応する ため、委員会の専門性と特性を活かした適切な運 営に努めなければならない。	適切な運営が行われている。	A	1
	第2項	委員会は、議員及び市民が自由に情報及び意見 を交換する懇談会等を積極的に行うものとする。	概ね意見交換会も行わ れているが、今後も積極 的に進めていく。	A	1
第7章 第13条	見出し 第1項	政務活動費 (政務活動費) 政務活動費の交付については、別に条例で定める。	適正に執行されている。	_	_
	第2項	会派及び議員は、政策提言及び政策立案を行うため、政務活動費を有効に活用するとともに、その使途の透明性を確保しなければならない。	政務活動費は有効に活 用され、使途については 情報公開が適切に行われ ている。	A	1
第8章	見出し 本文	議会及び議会事務局の体制整備 (議員研修の充実強化) 議会は、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めなければならない。	議員研修は、議会としてその機会をつくり、充実強化を図っており、概 ね達成されている。	A	1

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第15条	見出し 本文	(議会事務局の体制整備) 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を 図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実 強化を図るよう努めるものとする。	議会は、議会事務局の 調査等機能の充実強化に 努めている。	A	1
第16条	見出し 第1項	(議会図書室の公開、活用) 議会図書室は、議員のみならず、何人もこれを 利用できるものとする。	議会図書室は、誰もが 利用できるようになって いる。	A	1
	第2項	議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を 図るため、図書の充実に努めるものとする。	法的な資料は整備され ているものの、今後、将 来の状況等を踏まえ、検 討していくものとする。	A	2
第17条	見出し 第1項	(議会広報広聴の充実) 議会は、議会活動及び市政に関する情報について、議会独自の視点から、常に市民に対して公表するなど、情報の提供に努めなければならない。	議会は公開されており、 インターネット中継や、 議会だより等で情報提供 を行っている。	A	1
	第2項	議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報 手段を活用することにより、多くの市民が議会と 市政に関心を持つよう広報広聴活動の充実に努 めなければならない。	議会における広報広聴 活動は、インターネット 中継や議会報告会等で充 実が図られている。	A	1
第9章 第18条	見出し 本文	議員の身分 (議員の身分) 議会は、議員の身分の保障について、議会制度 を維持するうえで重要な要素であるため、常に市 民の理解を得るよう努めなければならない。	議会は、議員の身分の 保障及び活動内容等につ いて、市民になお一層理 解を得られるよう努める ものとする。	A	2
第19条	見出し 第1項	(議員定数及び議員報酬) 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。	_		
	第2項	議員が提案する議員定数又は議員報酬の改正 に当たっては、行財政改革の視点及び他市との比 較だけではなく、市政の現状及び課題並びに将来 の予測及び展望を十分に考慮するとともに、市民 の意見を聴取するため、公聴会制度、参考人制度 等を十分に活用するものとする。	改正に当たっては、各 地区で意見交換会等を 開催し、市民の意見を聴 取しているが、現況や将 来の状況等を踏まえ、今 後も進めていく。	A	1

章・条	項・号	条 文	評 価 理 由	評価	取組
第10章 第20条	見出し 第1項	議員の政治倫理 (議員の政治倫理) 議員の政治倫理は、別に条例で定める。	別に条例で定めている。	A	1
	第2項	議員は、市民全体の代表者として高い倫理性を 常に自覚するとともに、法令を遵守し、品位の保 持に努めなければならない。	_	A	1
第11章	見出し 第1項	最高規範性と見直し手続 (最高規範性) この条例は、議会における最高規範であって、 議会は、この条例の趣旨に反する議会関係条例及 び規則等を制定してはならない。		A	1
	第2項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。		A	1
第22条	見出し 本文	(議会及び議員の責務) 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並び にこれらに基づいて制定される議会関係条例等 を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する 合議制の機関として、市民に対する責任を果たさ なければならない。	議会関係条例等を遵守 している。	A	1
第23条	見出し 第1項	(見直し手続) 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成 されているかどうかを検証するものとする。		A	1
	第2項	議会は、前項の検証の結果、議会関係条例及び 規則等の改正が必要と認められる場合は、適切な 措置を講じるものとする。		A	1
第24条	見出し 本文	(委任) この条例に定めるもののほか、この条例の施行 に関し必要な事項は、議長が別に定める。		_	_